

地域精通度に関する資料

申請者名 _____

1. 本店の所在地

住所又は本店の所在地	
現所在地での営業年数	年 月
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)	
自己評価点	点

- 1) 技術資料提出時における住所又は本店の所在地について記載すること。
- 2) 住所又は本店の所在地が市内にある場合は、商業登記簿抄本の写しを添付すること。
(所在地が市外の場合は、添付を要しない。)
- 3) 自己評価点を記載すること。

2. 市内業者の活用計画

市内業者の活用割合 (資材購入等を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 80%以上 2. 50%以上 80%未満 3. 50%未満
(上記の記載内容に関して、入札公告、入札説明書、ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)	
自己評価点	点

- 1) 「市内業者」は、技術資料提出時において市内に本店、支店、営業所又は工場等を有している法人、又は本市に市県民税の納税義務を有する個人事業主とする。
- 2) 市内業者の活用割合は、次の算定式により小数点以下を切り捨てた整数によること。

$$\text{市内業者の活用割合} = \frac{\text{①市内業者の元請施工金額} + \text{②市内業者の下請施工金額の合計}}{\text{③元請金額 (請負金額)}} \times 100$$

- ・「市内業者の元請施工金額」は、元請業者が市内業者である場合に、自ら施工する金額（購入する資材を除く。）と、元請業者が購入する資材のうち、市内業者から購入する金額の合計（市内で産出・生産・加工又は製造された市産資材を調達する場合、市内の代理店から調達する場合は、元請施工金額に算入する。元請業者が資材等を市外業者から調達する場合は、元請施工金額に算入しない。また、共同企業体の結成を要件とする場合は、元請施工金額に市内業者の出資比率を乗じた金額とする。）
 - ・「市内業者の下請施工金額の合計」は、元請業者が市内業者と下請契約（一次下請）する金額の合計。
 - ・「元請金額（請負金額）」は、本市と契約しようとする金額。）
- 3) 当該工事のしゅん功時に、別に定める「市内業者の活用報告書」を提出すること。

